

物流施設の整備等に係る利子補給助成金の交付要綱

平成 27 年 4 月 1 日制 定
令和 5 年 3 月 8 日一部改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、貨物自動車運送事業の近代化、合理化の促進、輸送力の増量及び従業員の福祉施設の整備等に対する融資（以下『一般融資』という）に対して行う利子補給助成金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 物流施設の整備等とは、貨物自動車運送事業の輸送と一体となる整備等をいう。
- (2) 事業者とは、原則兵庫県に本社を有する第一種貨物利用運送事業を除く貨物自動車運送事業者、その共同体及びその持株会社であって兵ト協会員をいう。
- (3) 利子補給助成金とは、近代化基金運営要領（以下『運営要領』という）に基づいて兵ト協が事業者に対し、融資利率の利息の一部を補助する助成金をいう。

(助成金の交付対象)

第 3 条 兵ト協は、運営要領に基づき、事業者に対する一般融資について、指定金融機関に推薦を行い、第 7 条に定められた融資として実施し、利子補給助成を行うものとする。

(助成金の交付)

第 4 条 兵ト協は、毎年四半期毎（1 月、4 月、7 月、10 月の各 20 日）に前 3 ヶ月に実施した利子補給金について、商工中金からの請求に対し利子補給助成金を一括支払うものとする。

(助成金の交付申請)

第 5 条 兵ト協は、事業者から利子補給助成金の交付申請があった場合には、事業計画の適格性等を検討し、妥当と判断されたもののうち協会の融資枠の範囲内において推薦の決定を行い、その適否について事業者へ通知する。

(申請書類)

第 6 条 事業者は、利子補給助成金の交付を受けるに当たって、次に定める書類を兵ト協へ提出するものとする。

[申請時] ・融資推薦申込書（様式 1 号）

・企業要項（様式 2 号-①、様式 2 号-②）

・事業計画書（様式 3 号）

※添付書類 「契約書（写）」又は「見積書（写）」、「図面（写）」、「公図（写）」、「所在地地図」等、その他必要となる書類

[報告時] ・設備完成（購入）報告書（様式 18 号）

※添付書類 「支払いを疎明する領収書（写）等」、「写真」、「登録書類（写）」等、その他必要となる書類

（助成金が受けられる融資条件）

第 7 条 事業者が利子補給助成金の交付を受けられる場合の融資条件は、次に定める内容を満たすものでなければならない。

- (1) 融資対象
- ア. トラックターミナル、配送センター等物流施設整備
- ①近代化・合理化のための事務機器等の設置購入に要する資金
- ②設備の「補修・改修」に要する資金
- イ. 人材確保及び生産性向上のための設備
- ①福利厚生施設の整備に要する資金{男女別施設（トイレ・更衣室・休憩室等）を含む}
- ②荷役機械、車両等の購入及び車両の改造に要する資金
（パワーゲートの設置を含む）
- (2) 融資限度
- 個別企業体については 5 千万円以内
共同体については 1 億円以内
- (3) 融資利率
- 指定取扱金融機関の所定利率による。
- (4) 償還期間
- 10 年以内（据置期間 6 ヶ月を含む）とする。
但し、減価償却年数が 10 年未満の物件については、原則法定耐用年数以内とする。なお、車両は 5 年以内とする。
- (5) 償還方法
- 月賦、隔月賦又は 3 ヶ月ごとの元金均等分割償還とし、償還日は任意で事業者が選択して定める。
- (6) 取扱金融機関
- ㈱商工組合中央金庫（以下『商工中金』という）の本支店及び商工中金の代理店である信用金庫又は信用組合の本店等とする。
- (7) 事業の実施期間
- 毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までの事業とする。
但し、2 ヶ年にわたり一体的な整備が必要な不動産投資についてはこの限りではない。
- (8) 利子補給率
- 毎年 1 月 1 日の商工中金の長期プライムレートに 3 分の 1 を乗じた利率（%の少数第 2 位を四捨五入）を翌事業年度の利子補給率とする。

注 1：融資利率が利子補給率を下回る場合は、融資利率と同率とする。

注 2：平成 29 年度融資推薦分から本項の算式を適用し、それ以前の融資推薦分については推薦時の利子補給率を適用する。

注 3：長期プライムレートが大幅に変動した場合は、基金残高の状況等を踏まえ、別途検討する。

（助成金交付の制約）

第 8 条 借入事業者（転貸方式により借入れた事業者を含む）が次に該当する場合は、協会は利子補給の打ち切り、既往の利子補給分返還、繰上げ償還等の措置をと

ることができるものとする。

- (1) 正常な取引を維持することが困難（例えば、銀行取引の停止、倒産、破産、営業権の譲渡等）である場合。
- (2) 協会の資格を失った場合及び正常な会員の義務を果たさないと判断される場合。
- (3) 正当な事由なく申請に係る事業計画と異なるものに転用した場合。
- (4) その他本要領の主旨に照らし利子補給を継続することが適当でないと協会が判断した場合。

- 2 前項の規定により返還を要することとなった利子補給助成金は、次期に交付することとなる利子補給助成金から控除するものとする。ただし、控除できない金額がある時は、別途請求するものとする。

(報告の義務)

第9条 事業者は、一般融資の実施に当たって必要と認める場合には、所要の報告を行うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めのあるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

(附則)

この改正要綱は、令和5年度融資分から適用する。

[沿革]

平成27年	4月1日	制定
平成29年	3月27日	一部改正
令和2年	3月27日	一部改正
令和5年	3月8日	一部改正